第二条　文部科学省組織規則の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出し及び同条第一項中「及び外国人児童生徒教育専門官及び日本語指導調査官」に改め、同条第九項中「助言」の下に「（日本語指導調査官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

10　日本語指導調査官は、海外から帰国した児童及び生徒並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒に対する日本語の指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第五十四条第八項中「二人」を「四人」に改める。

第六十一条の見出し及び同条第一項中「情報科学技術推進官」の下に「、大規模データ利活用推進専門官」を加え、同条第四項中「専門的事項」の下に「（大規模データ利活用推進専門官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　大規模データ利活用推進専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報科学技術に関する研究開発（大規模データの活用に関するものに限る。）の推進に係る専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

附　則

この省令中、第一条の規定は平成二十六年四月一日から、第二条の規定は平成二十六年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十五号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第九十条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「四十八人」を「四十七人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十五号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二一・七九一
昭和十六年度	二一・〇二〇
昭和十七年度	二〇・二七六
昭和十八年度	一九・五五六
昭和十九年度	一八・八六一
昭和二十年度	一八・一八九
昭和二十一年度	一七・五四一
昭和二十二年度	一六・九一四
昭和二十三年度	一六・三〇八
昭和二十四年度	一五・七二三
昭和二十五年度	一五・一五七
昭和二十六年度	一四・六一一
昭和二十七年度	一四・〇八三
昭和二十八年度	一三・五七三
昭和二十九年度	一三・〇八〇
昭和三十年度	一二・三四六
昭和三十一年度	一一・六五〇
昭和三十二年度	一〇・九九一
昭和三十三年度	一〇・三六六
昭和三十四年度	九・七七三
昭和三十五年度	九・二一一
昭和三十六年度	八・六七九
昭和三十七年度	八・一七四
昭和三十八年度	七・六九六
昭和三十九年度	七・二四三
昭和四十年度	六・八一三
昭和四十一年度	六・四〇六
昭和四十二年度	六・〇二〇
昭和四十三年度	五・六五四
昭和四十四年度	五・三〇七